

生江孝之の保育事業の特徴についての一考察

愛知教育大学幼児教育講座

愛知教育大学附属幼稚園 小川 英彦

I. 問題の所在

今日、就学前の行政をめぐっては、これまで保育所と幼稚園という伝統的なタテ割行政が実施されてきたが、この両園を一体化した「総合こども園」の提起がなされてきた。その提起をめぐっていくつかの懸念が出され、結局、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「総合こども園」の創設は取り下げる事となった。(注1)

こうした政治動向の中では、「保育の質が低下するのではないか」「地域での格差がますます増えるのではないか」などと危惧されてきた。それは、就学前の園に株式会社の民間企業がこれまで以上にけっこう参入されることが考えられており、それまで維持できていた公立園ならではの保育の質が果たして今後も持続して保障できるのか、市町村によって財源確保の点からけっこう差異が生ずるのではないかなどが問われていたのである。

以上、教育と福祉の短絡的統一、公的責任の低下といった今後の保育行政の行く末を考えると、その歯止めをするためにも一定理論的立場から示し、今一度「子どもの最善の利益」を保障する観点から論議する必要性を感じる。本稿ではあくまでも研究ノートの範疇ではあるものの、ひとつの試論として歴史的な展開の中で幼稚園と保育所の統一を試行的に提起した生江孝之(以下、生江と称する、1867年-1957年)に注目して提案してみることにする。

II. 生江の研究を取り上げる理由

わが国における保育事業の展開過程をふりかえると、大正後半期での社会事業のひとつの分野として展開された乳幼児保育があげられる。ここでの最大のポイントは、従来託児所ないしは乳幼児預所と呼ばれていたものが保育所となって、保育内容や制度が一定前進した経過を指摘できるといえるのではなかろうか。

この時期の著名な保育思想家・社会事業家としては、倉橋惣三や高田慎吾や生江孝之などがあげられよう。倉橋についてはこれまで多くの研究が保育研究界で蓄積がなされているのは承知のごとくである。この3名に関して、社会事業史・社会福祉史研究者の第一人者であられた吉田久一は『現代社会事業史研究』の中で、各人の特徴について次のように端的に指摘している。それは、「倉橋は家庭教育を原理的基礎として就学前教育を確立しようとし、幼稚園教育を一步踏み出したが、その保育思想は社会性が強いとはいえない。……高田は家族制度批判や解放的視点、あるいは政策的主張があるが倉橋のように保育内容そのものについての提言は少ない。……生江は高田ほど社会的側面は濃厚ではないが、幼児保育事業等で、具体的に保育の特徴点を列挙している。」としている点である。(注2) この吉田の言及については、換言すれば、倉橋には教育性、高田には社会政策性、生江には児童保護性が認められるとしていると理解できることを本稿ではおさえておきたい。

ところで、本稿で調査対象の一部としている大正後半期においては、乳幼児を含め、児童保護の成

立という転換期になっているという時代の特徴を見極めることができる。それは、対象児童がそれまで従来のように「社会的弱者のみ」であったものから、「一般的児童」への拡大があった点に大きな変換があったと理解できるからである。こうした対象分野が拡大する中で、本稿が注目している就学前の行政のあり方に注目すると、たとえば、幼稚園に社会性を与えたのが保育所であり、そして、保育所は幼稚園から教育性を学んでいることに気づかされる。ここには、保育所（内務省）と幼稚園（文部省）の両者が実態としては別々であったものの、それからの双方の役割を確立していく段階としてみれば、役割的には補完の関係を打ち出し始めた点を理解できるのではないかと指摘できよう。すなわち、それぞれの専門性を有しつつ、ここでは教育と福祉の統一的形態を求めたという萌芽を垣間見るとも評価できよう。「教育と福祉の架け橋的關係」（注3）であったといえよう。

さらに、この時代の特徴として、私的救済にとどまるのではなく公的保護をより促そうとした点、恩恵という視点からの援助に終始するのではなく新たに権利という視点へと進んでいた点も特筆できるといえよう。

本稿では、前者3人の中から、社会事業、児童保護事業の成立に多大な貢献をした代表的な研究者であり、実践を全国に指導した生江を取り上げ、生江の数ある事業のうちで、保育事業について研究の焦点をしぼって彼の思想の特徴を追ってみることとした。それは、大正デモクラシーを背景として成立した児童保護が、多くの点で従来の感化救済事業にはなかった点を加えているからであり、当時の児童保護研究のリーダー的存在であった生江の保育事業の特徴を求めることで、現代のもつ保育行政問題に一定の活路を見いだせるのではないかと考えるからである。本稿では、筆者の一連の人物史研究からの提起によるものである。

Ⅲ. 生江の先行関連研究と本稿の目的と方法

さて、生江については、“日本の社会事業の父”と呼ばれ、その代表的な著書と論文については、日本女子大学で社会福祉研究をリードされてきた一番ヶ瀬康子の研究によれば、「『社会事業綱要』（1923年）、『日本基督教社会事業史』（1931年）など10冊があり、社会事業に関する論文には760をこえ各種の雑誌に発表している。」と指摘される。（注4）

生江に関するこれまでの先行関連研究を分類してみると、人物史という側面からの研究、日本キリスト教社会事業思想の展開という側面からの研究、著書『社会事業綱要』の内容という側面からの研究が主要論文として扱われていることを学ぶことができる。（注5）

特に、保育事業に関する研究という側面よりながめてみると、岡田正章による「生江孝之一児童福祉学の理論的高揚と実践一」（注6）の先駆的労作が先行関連研究としてあるものの、その後に生江の保育史上で果たした役割についての検討をした研究がなされていないのではないと思われる。

そこで、本稿では、多くの生江の著書と論文の中から、保育に関する記述を所収しているものを調査し、その保育事業の特徴を指摘することを目的とする。その方法としては、『生江孝之君古希記念』（注7）にある1887年から1938年に執筆された著作目録「10. 児童保護事業」（pp. 629-636）の著作目録を手がかりにして、当時刊行されていた教育や福祉に関する諸雑誌に所収されている論文を収集することとした。その収集したものについては、次の1-25の順に出所を整理して一覧にしてみた。

Ⅳ. 本稿で調査した生江の保育事業関係論文一覧（執筆年順）

- 1 「子守学校設置の必要」（『慈善』、第3篇第3号、明治45年）
- 2 「幼稚園教育界の二大急務」（『婦人と子ども』、第13巻第1号、大正2年）

- 3 「保育事業に就て」(『救済研究』、第3巻第7号、大正4年)
- 4 「内外に於ける昼間保育の施設状況に就て」(『婦人と子ども』、第18巻第8号第9号、大正7年)
- 5 「乳児幼児の保護を如何にすべきか」(『幼児教育』、第20巻第7号、大正9年)
- 6 「乳児保護に関する諸問題」(『幼児教育』、第21巻第1号、大正10年)
- 7 「ニュージーランドにおける母子保護問題」(『幼児教育』、第21巻第7号、大正10年)
- 8 「米国に於ける母性保護法案」(『幼児教育』、第22巻第1号、大正11年)
- 9 「産婦及乳児の保護」(『社会事業』、第6巻第7号、大正11年)
- 10 「児童保護の根本観念」(『社会事業』、第6巻第11号、大正12年)
- 11 「乳児保護事業の必要」「昼間幼児保護事業」(『児童と社会』、大正12年)
- 12 「児童保護事業」(『社会事業綱要』、大正12年)
- 13 「世界各国及都市に於ける乳児死亡率」(『社会事業』、第8巻第12号、大正14年)
- 14 「保育事業運営の新傾向」(『社会事業』、第10巻第7号、大正15年)
- 15 「乳幼児保護の諸問題」(『社会事業』、第12巻第10号、昭和3年)
- 16 「乳幼児に対する徹底的保護」(『社会教育』、第5巻第5号、第6号、昭和3年)
- 17 「新西蘭に於ける児童保護の近況」(『社会事業研究』、第16号第1巻、昭和3年)
- 18 「児童保護施設概要」(『社会事業』、第14巻第8号、昭和5年)
- 19 「我国に於ける乳幼児愛護運動」(『社会事業』、第15巻第4号、昭和6年)
- 20 「児童保護事業と基督教徒」(『日本基督教社会事業史』、昭和6年)
- 21 「社会事業に於ける育児事業の地位」(『社会事業』、第18巻第7号、昭和9年)
- 22 「保育所の社会的意義と教育的意義」(『社会事業』、第19巻第1号、昭和10年)
- 23 「乳幼児愛護運動に対する二、三の提唱」(『社会事業研究』、第23巻第5号、昭和10年)
- 24 「農村託児所の話」(『社会事業研究』、第24巻第6号、昭和11年)
- 25 「明治三十七年—神戸市奉公会幹事、神戸市婦人奉公会囑託に就任し、我が国未経験の乳幼児保育所創設」(『生江孝之先生口述わが九十年の生涯』、昭和33年)

V. 生江の保育事業の特徴

以上の25編の論文の中から、本稿では下記のようにいくつかの論文をピックアップして紹介することとした。

(1) 児童救済施設の発展の中で

主要著書と指摘される『社会事業綱要』をみていくと、「児童保護事業」(論文12)が所収されている。そこには、明治期と大正7年までの児童に関する救済施設の推移がまとめられているのに注目できる。その中から保育事業を取り上げると、明治21年—30年に1事業、明治31年—35年に3事業、明治36年—40年に8事業、明治41年—44年に6事業、大正元年—7年に46事業があげられている。生江自身の保育事業の開始は、この一連の推移の中においては、明治37年(1904年)の神戸市での「児童保管所」であると指摘されるのが通説である。(同保管所創設の経緯、活動、保育者については、「生江孝之と保母たち」に詳しい掲載がある。(注8)

日露戦争下での保育所の形態については、これまでの研究では、第一に軍人家族の子弟を対象とした出征軍人児童保管所と、第二に都市下層社会の子弟を対象とした保育所に大別できるとされているが、生江自身が最初に着手した保育事業は「出征軍人家族慰安、授産、救護及び保育」することを目的にされていたゆえに、その前者の性格を多大に有していたのである。(注9) いずれにしても当時の

事業推移からしてかなり早い時期に保育所事業を興していることが明らかである。その意味では、非常に先駆的であり、今日的にいえば全国のモデル事業に相当したといえる。

明治期後半から大正期にかけては、保育要求が多様化し、明治当初から設立されてきた幼稚園中心の保育制度が再検討され、整備されていく時期に相当する。内務省からモデル園として推薦された生江の着手した「児童保管所」は、その後の保育の動向を方向づけるという意味において画期的な事業を展開したといっても過言ではなからう。

(2) 海外の保育事業からの影響

「乳児幼児の保護を如何とすべきか」(論文5)、「乳児保護に関する諸問題」(論文6)、「ニュージランドにおける母子保護問題」(論文7)、「米国に於ける母性保護法案」(論文8)は、いずれも当時の就学前を扱った代表的な幼児教育雑誌である『幼児教育』誌に見出すことができる。論文5、6、7、8は大正7年から大正11年にかけて発表されたものである。どの論文を読んでも海外の保育事業に卓見していた点があげられる。外国での進んだ保育事業に関心を常に寄せ、わが国に紹介する研究姿勢を大いに知ることができる。特に、明治33年(1900年)に渡米、その後、37年(1904年)2月に帰国するまで、主としてイギリスの事業を視察しているが、こうした生江自身の実践を重んずる海外での体験がその後のわが国における保育所の事業拡大への引き金になっていたと評価したい。『社会事業綱要』の中でもうかがえるように、生江の社会事業の基本的な考えはヨーロッパに発していると把握できる。それは、フランスの法律学者のレオン・ブルジョアの思想を取り入れた社会連帯思想にあらわれている。欧米の紹介をふまえた論述は、当時の保育事業界に提言として大きなインパクトを与え、保育事業を一層発展するように働きかけていたと考えられる。

(3) 日本キリスト教社会事業との関係

生江は明治19年(1886年)にキリスト教の洗礼を受けている。「児童保護事業と基督教徒」(論文20)にもみられるように、当時の日本キリスト社会事業のリーダー的存在として力を発揮していた、留岡幸助、原胤昭、山室軍平などを知友にもち、こうした先覚者たちとの友情が生涯にわたり育まれていったことが、各種の児童保護事業に多面的に活躍することとなったのは当然の帰結であったのである。こうした宗教的立場からの保育事業への提起の役割を一定見出すことができよう。神戸保育会の活動については、『日本基督教社会事業史』に詳しくみられる。(注10)

(4) 「児童の権利」が主張される中で

大正デモクラシーを背景とした児童保護では、幾人かの先駆的研究者の立場によって「児童の権利」という見解が主張されている。先に紹介した高田もそのひとりであったが、生江との論述の比較をいえば、生江の場合は、「児童保護の根本観念」(論文10)で打ち出されているように、保護されることを「児童の権利」としてとらえていた点にある。当時の対象児童への主流の考えは社会的弱者であって、その中でこうした新たな考えが打ち出されるにいたったのは、児童とて一人の人格をもった存在としてみたからこそ、その権利意識が醸成されたと理解できる。

その生江の「児童の権利」論の中身については、「①立派に生んでもらう、②立派に養育してもらい、③立派に教育してもらおうという権利」としてとらえている。ここからは、「生存の権利」とよりよく「生活する権利」とを併せ持っている今日的に評価できるのではなからうか。「児童の権利」(「生存の権利」と「生活する権利」)思想をもって児童保護の根拠とする発想はきわめて重要な意味をもってい

たとえられる。生江の児童保護論のまさしく核心が「児童の権利」に置いていたものと理解できる。

(5) 新たな保育所の位置づけ

以上のように児童の「生存の権利」と「生活する権利」にもとづく生江の見解は、さらなる保育所設置が社会的急務であるという考えを社会全体に訴えかけていくという役割を推し進めていくこととなる。

それと、「保育所の社会的意義と教育的意義」（論文22）にあるように、労働する母親との関係のもとで、その家庭に代わってその子女の教養にあたるべきとして、社会的、教育的な意義からその必要性が主張されるようになっていく。①②③の「児童の権利」を述べる中で次のように続けて主張している。「然し其の父母が十分に子女の権利を擁護し徹底せしむる事が出来ぬならば、国家社会が之に代らねばならぬのである。人間には生存の権利があると共に良く生存すべき要素の具備を要求する権利を有すると信ずる」。この文脈からは、「児童の権利」の擁護にあたるのは家庭や父母であって、これが不可能な場合に国家が代わりにあたると読み取れる。今日的には、広義の養護にあたり、家庭養護の代替・補完的位置づけとしての社会的養護を強く提起したものと評価できよう。

また、この保育所への期待は、当時の社会問題対策の一環として把握されていたのであった。つまり、その頃においては、わが国での乳児死亡率の高さが欧米に比較してかなり問題となっていたのである。こうした論の展開は、たとえば「乳幼児保護の諸問題」（論文15）にあるように乳幼児の保護の力説とともになされている点からも明らかである。

この乳幼児への保護は、国力増強をさせる上でも必須となっていたととらえられよう。このことは、たとえば、生江の当時の児童観の特色でもある「家の宝は子供である。国の宝は民である。民強ければ国興り、民弱ければ国衰ふ」といった子宝観を提起している。

VI. まとめ

本稿を終えるにあたって、頭書の研究の目的にそくして、生江の保育事業の特徴について最後に次のまとめをしておきたい。

第一に、生江の思想全体においては、権利思想を根拠にした点に卓越したものを感ずる。吉田がかつて指摘した児童保護性をもつ特徴については、権利からの児童保護であったと再確認できるのである。後掲した補則資料②からわかるように、児童保護事業に関する論考は他の社会事業に比較するとかなり多いことが明らかである。この児童保護事業での指摘の中に保育論を位置づけることができる。

第二に、保育所の新たな社会的役割を提起した点である。これには諸外国の状況から学ぶ姿勢があるものの、あくまでも当時のわが国の社会的状況、特に母親の労働保障の観点を貫いていたのである。換言すれば当時の労働運動と連動させようとした意図がうかがえよう。それは、生江においては「昼間保育事業」（養育の場を家庭にもちながら、しかし昼間保護者以外の人によって保育されることの必要な乳幼児のための保育機関）と呼ばれていたが、大正年間になって東京・大阪・京都などの大都市において保育施設が公立として増加していく際のモデル案になっていたと評することができよう。まさしく、働かなければならない母親をもつ幼児のための施設モデルであった。

特に、『婦人と子ども』『幼児教育』に論文を発表していることから、当時の幼児教育関係のリード的な存在であった専門誌を通じて、保育界に一石を投ずることによって、さらに幅のある活動へと発展することを願っていたと評価できよう。

そして、その保育所の役割として、教育的意義を加味している点にも目新しいポイントがある。た

例えば、保育所を利用しなければならない家庭にとって、昼間は両親ともに働いていることから十分に習慣をつけられないといったことである。この点においては、教育と福祉の統一的保障の発想、ならびに、内務省主導型の公立での新たな園づくりへの主張でもあった。今日的に言えば、保育内容の幼稚園、保育所での一元化を考え、これを実際的に実現させようとしていた意図を読み取ることができる。この新しい園づくり構想は、当時の労働条件の悪化の中で、家庭環境機能が劣化していくという状況からの提起であった。つまり、幼稚園と保育所の統一的発想は、理念としてよりも、当時の社会状況からくる現実からの提起であったと本稿では指摘しておきたい。

第三に、本稿のIVで調査した生江の保育事業関係論文からして、乳幼児全体の保護を対象としていた点である。貧困等の特定の家庭に発生する問題としてではなく、いついかなる場合でも一般の家庭でも起こりえる社会問題対策として保育事業の必要性をとらえていたのであった。社会的弱者といった特殊性よりも、どの児童にもといった普遍性を求めた思想に特徴があった。

第四に、『社会事業綱要』において、生江の保育論は端的に集約されている。その著書の章立ては、①保育事業の特徴、②経営上注意すべき事項、③児童に関する注意となっている。そこには、幼児教育のみを専門とする立場ではなかったことから、保育の内容や方法についての指摘は残念ながらうかがえない。つまり、保育施設の社会的役割が根強く展開された保育論といった性格を見出すことができる。補則資料①②の略歴と業績からして、生江のライフワークはやはり社会事業、児童保護事業の理論的研究を進展させようと力が注がれていたゆえに保育の中身までについての新鮮なる論究の弱さはやむをえないことであった。

補則資料①

生江孝之の略歴

年	事 項
1867年	仙台に生まれる 仙台藩士生江元善の三子
1886年	宮城中学校時代に受礼 同年中学校卒業
1899年	青山学院神学部卒業 (原胤昭、留岡幸助と会い社会事業を志す)
1900年	社会事業調査研究の目的で渡米 (ディヴァイン博士などより学ぶ、ボストン市の育児院で実習)
1903年	イギリスを訪問 (グラスゴーで社会事業を視察)
1904年	神戸において出征軍人遺家族救護会の設立理事として保育事業に携わる ~ 1908年
1909年	内務省囑託 (井上友一、中川聖を支援、1920年社会局創設に参画 ~ 1923年)
1918年	日本女子大学において、社会事業及び社会政策等の講義担当 ~ 1944年 (日本大学、立正大学、青山学院、明治学院、関東学院、同志社大学でも教鞭をとる) (済生会などの社会事業団体の顧問、理事、評議員を兼任する)
1929年	『社会事業綱要』(巖松堂)の刊行
1931年	『日本基督教社会事業史』(教文館)の刊行
1933年	麻薬中毒者救護会の設立
1957年	『わが九十年の生涯』(日本民生文化協会)の刊行 8月 逝去 (享年90歳)

出所：一番ヶ瀬康子「生江孝之一社会事業一筋、九十年の結論一」(『月刊福祉』1969年10月号、pp.42-45.)

一番ヶ瀬康子「生江孝之」(『人物でつづる近代社会事業の歩み』、1981年、pp.140-147.)

「生江孝之」(『日本女子大学学園事典一創立100年の軌跡』、2001年p.226.)

補則資料② 【本稿においては紙幅の都合上、出所のみの紹介とする】

詳細の履歴については、小笠原宏樹『シリーズ福祉に生きる 29 生江孝之』の年譜、1999年、
生江孝之先生自叙伝刊行委員会『生江孝之先生口述わが九十年の生涯』の生
江孝之先生の経歴、1958年に詳しい。

詳細の業績については、「著作目録 年次別」「著作目録 種類別」（生江孝之君古稀記念会『生江孝
之君古稀記念』、1938年。【 下記※に概要の著作数をまとめた 】
一番ヶ瀬康子「生江孝之の生涯と業績」（『生江孝之集』、鳳書院、1983年）。
一番ヶ瀬康子「解説」（『日本児童問題文献選集三』、日本図書センター、
1983年）に詳しい。

※

宗教関係	11	教育関係	10	地方改善事業	37
社会事業一般	111	救護事業	16	方面事業	1
経済保護事業	14	職業保護事業	7	医療保護事業	34
児童保護事業	115	教化事業・隣保事業	21		
司法保護事業	6	農村社会事業	14	海外社会事業	153
随筆紀行其他	204				

（以上は、『生江孝之君古稀記念』の著作目録より抜粋したもの）

注

- 2012年6月12日、14時の日本経済新聞電子版がかなり早く次の報道をした。「民主党は11日、社会保障と税の一体改革関連法案を巡る自民、公明両党との修正協議で、幼稚園と保育所を一体化した『総合こども園』の創設を取り下げる方針を伝えた。創設に反対する自民・公明両党に譲歩した」
同日の報道は、時事通信が10時41分に「総合こども園、見送りも」、毎日新聞が11時12分に「総合こども園政府・民主が撤回」、NHKが11時42分に「“総合こども園” 必ずしもこだわらず」と配信している。
- 吉田久一『現代社会事業史研究 吉田久一著作集3』、p.66、1990年、川島書店。
- 村上尚三郎『教育福祉論序説』、p.34、1981年、勁草書房。
- 一番ヶ瀬康子「生江孝之の業績」（同志社大学総合情報センター『生江文庫目録』、pp.157-160、2003年）。
- 社会福祉古典叢書4『生江孝之集』、p.448、1983年。
- 岡田正章「生江孝之一児童福祉学の理論的高揚と実践一」（『保育に生きた人々』、pp.84-100、1971年）。
- 篠崎篤三・布川孫市他編、生江孝之君古希記念会『生江孝之君古希記念』、1928年。
- 兵庫県社会福祉協議会「生江孝之と保母たち」（『福祉の灯』、1971年）。
- 生江孝之『わが九十年の生涯』1958年。
- 矢島浩『明治期日本キリスト教社会事業施設史研究』、pp.386-390、1982年。